

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

昭和54年6月21日
組合条例第11号

改正 平成17年3月18日特養組合条例第75号

(準用規定)

第1条 本組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例については、美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年美咲町条例第65号)を準用する。

附 則 (昭和54年6月21日組合条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日特養組合条例第75号)
この条例は、平成17年3月22日から施行する。